

障害者のための音付信号機の増設について

受付日:令和7年7月29日 回答日:令和7年9月19日

【ご意見の内容】

障害を持っている方のための音響式信号機が少ないため増設をご検討ください。

【回答】

信号機の設置につきましては、島根県警察の管轄であるため、所管する隠岐の島警察署に照会を行い、下記のとおり回答がありましたのでお知らせいたします。

【隠岐の島警察署からの回答】 令和7年9月19日回答

交通信号機は警察で管理しているものであり、交通量及び横断者数、交差点の形など周辺の道路状況、交通事故の発生状況などから設置を検討しています。

今回ご提案いただいた視覚障がい者用付加装置設置信号機については、令和7年9月時点で当署管内には1基設置されています。

この装置の設置については、視覚障がいのある方の要望などを含め、信号機の設置と同様に様々な点から設置を検討しています。

今回のご提案を踏まえ、今後とも安全で円滑な交通管理に取り組んでいきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

なお、カーブミラーやガードレールの設置といった交通安全対策については、本町としても隠岐の島警察署、島根県などの機関と連携して行っているところです。